

中野区立図書館における館内撮影等の許可基準

1. 事業者撮影等を許可するもの

次の事項に該当すると認められるものについては、図書館の管理運営に支障のない範囲において、立ち会いの上撮影等を許可するものとする。

- (1) 中野区が主催する事業に関するもの
- (2) 「中野区後援等名義使用基準」に基づき、区の後援等名義の使用承認を得た事業に関するもの
- (3) 「中野区教育委員会後援名義の使用承認に関する基準」に基づき、中野区教育委員会の後援名義の使用承認を得た事業に関するもの
- (4) 「中野区立図書館における広告掲載物品の寄贈受入れに関する要綱」に基づき寄贈の受入れを可とした物品の撮影等
- (5) 「中野区後援等名義使用基準第3条の各号」のいずれかに該当するものが、中野区の図書館事業を区民へ紹介するもの等

2. 個人の撮影等における禁止事項

次の事項に該当しないと認められるものについては、図書館の管理運営に支障のない範囲において、撮影等を許可するものとする。

- (1) 図書館資料を複製するためのもの
- (2) 撮影者以外の人物
- (3) その他、中央図書館長又は地域館長が不適切と判断したもの

3. 許可申請手続・可否の決定

- (1) 事業者においては氏名、使用目的、日時、撮影場所、撮影内容を記載した書類を提出させ、内容を審査した上で館長決定する。(これに係る様式は、「撮影等許可申請書」及び「撮影等許可書」とする。)
- (2) 個人においては口頭で撮影場所、撮影内容を確認し、禁止事項を遵守できる場合には立ち会いの上で、又は「館内撮影許可証」を交付し、当日「館内撮影許可証」を着用している間のみ許可する。

4. 撮影可能区域

個人においては、図書館が個別に設定した撮影許可区域における撮影については申請を不要とする。